

領収書等添付様式【共通】

(令和2年4月分)  
 (会派名 無所属) **維新の会**  
 (議員名 関口正人)

整理番号	使途項目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
1		案分率 50% それ以外の案分 案分の説明 政務活動及びそれ以外の議員活動のため、共通案分率50%を適用した。

343-1402-1  
 関口 正人 様

請求書

伊丹産業株式会社

締切日 2020年03月20日  
 振替日 2020年04月06日

下記の通り御請求申し上げます。

前回御請求額	御入金額	その他	繰越金額	御買上合計	今回御請求金額
24655	24655			19265	19265
ハイオク	レギュラー	軽油	灯油	口座振替のお知らせ 振替日 04月06日	
	129.86				

締切日以後の御入金は含まれていないので行き違いの節は悪しからずご了承願います。

月日	商品名	車番	数量	単価(円)	金額(円)
03/06	入金(自動振替)				24655
02/26	レギュラー	0001	2841	1500	4262
03/03	レギュラー	0001	2981	1500	4472
03/11	レギュラー	0001	2971	1470	4367
03/15	レギュラー	0001	1000	1470	1470
03/20	レギュラー	0001	3193	1470	4694
##合計##					19265
(内消費税)					( 1752 )
(税率10%合計)					( 19265 )

\* : 軽減税率対象

生活かけつけ  
 サービス無料




詳しくは裏面を開いてご覧下さい。

※「伊丹米」は、伊丹産業株式会社の保証する、お米の登録商標です。

3			
4	02-04-06	ガス	*19,265 燃料費
5			
6			

領収書等添付様式【共通】

(令和2年4月分)  
(会派名 無所属)  維新の会  
(議員名 関口正人)

整理 番号	使 途 項 目																							
2	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費																							
		<table border="1"> <tr> <td>案分率</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">それ以外の案分</td> </tr> <tr> <td colspan="2">案分の説明</td> </tr> <tr> <td colspan="2">政務活動のため、案分率100%を適用した。</td> </tr> </table>	案分率	100%	それ以外の案分		案分の説明		政務活動のため、案分率100%を適用した。															
案分率	100%																							
それ以外の案分																								
案分の説明																								
政務活動のため、案分率100%を適用した。																								
	<div data-bbox="502 862 954 913" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> <b>なかしんのカードご利用明細</b> </div> <p>毎度ご利用いただきありがとうございます。 ただいまのご利用明細は下記のとおりでございます。 どうぞお確かめ下さい。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">お取扱日</td> <td>取扱金庫・店番・機番通番</td> </tr> <tr> <td>02-04-14</td> <td></td> </tr> <tr> <td>お取引店</td> <td>口座番号</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>お取引金額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>001000000000</td> <td>¥8,400*</td> </tr> <tr> <td>お取引内容</td> <td>お取引後残高</td> </tr> <tr> <td>お振込</td> <td>¥0</td> </tr> <tr> <td>手数料</td> <td>¥440 ページ 硬貨</td> </tr> <tr> <td>時刻</td> <td>15:41 おつり</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>助) ヒョウコツターナルツヤ様 社キクチマサヒト様 TEL079-565-5611</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">       *****        印紙税申告済        付に印紙貼付        税務署承認済     </div> <p style="margin-left: 20px;">ご利用ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">中兵庫信用金庫</p>		お取扱日	取扱金庫・店番・機番通番	02-04-14		お取引店	口座番号			お取引金額		001000000000	¥8,400*	お取引内容	お取引後残高	お振込	¥0	手数料	¥440 ページ 硬貨	時刻	15:41 おつり		
お取扱日	取扱金庫・店番・機番通番																							
02-04-14																								
お取引店	口座番号																							
お取引金額																								
001000000000	¥8,400*																							
お取引内容	お取引後残高																							
お振込	¥0																							
手数料	¥440 ページ 硬貨																							
時刻	15:41 おつり																							

請求書

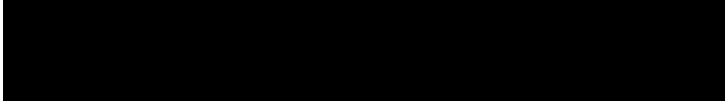
2020年3月 日

維新の会 関口 正人 様

株式会社兵庫ジャーナル社  
代表取締役 関口 正人  
〒650-0011  
神戸市中央区下山手通4丁目6-13  
ファイナンス  
TEL078-333-7560 FAX078-333-7563

毎度ありがとうございます。下記のとおりご請求申し上げます。

商品名	数量	単位	単価	金額
兵庫ジャーナル R2年1月~3月分 購読料	1	部	8,400	8,400
(1ヶ月1部2,800円)				
			内税	総額(税込)
			¥764	¥8,400

お振込先: 

名義: 株兵庫ジャーナル社

領収書等添付様式【共通】

(令和2年4月分)

(会派名 無所属クラブ)

維新の会

(議員名 関口正人)

整理 番号	使 途 項 目	
	3	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費
	案分率	50%
	それ以外の案分	
	案分の説明	政務活動及びそれ 以外の議員活動の ため、共通案分率 50%を適用した。
	案分率	

	年月日	取扱店	お 預 り 金 額	お 支 払 金 額	現在高(貸付高)
←13					3
←14					4
←15					5
←16					6
←17					7
←18					8
←19					9
←20					0
←21					1
←22					2
←23					3
←24	2-04-17	(トヨタファイナンス)	自 払	47,740	4

- 現在高(貸付高)の金額に-(マイナス)がある場合は貸付高を表します。
- 通帳をATM(現金自動預払機)に挿入するときは、矢印の方向に挿入してください。

自動車リース代

株式会社 **トヨタレンタリース兵庫** 御中

平成 31年 1月18日 商談N o 100073571-01  
部署名 リース第2課

下記の通り注文致します。

担当スタッフ

車名	JANHVHG		
型式	NHP170G-MWXQB	台数	1台
年式	28年式	塗色	白-イン- (5B6)
		内装色	ブラック(G30)/ブラック (FA00)

コード	5014084000
住所	〒669-1321 電話番号079-565-5611 兵庫県三田市けやき台3-54-1
名称	関口 正人

リース期間	24ヵ月 (予定期間31年 4月~33年 3月)
リース料	43,400 円
消費税	3,472 円
支払月額 (台当り)	46,872 円

コード	5014084000
住所	〒669-1321 電話番号079-565-5611 兵庫県三田市けやき台3-54-1
名称	関口 正人
方法	1. 毎月 2. 一括 3. ( )
支払方法	トヨタクレジット

※消費税は税率 8.00%にて計算しております。

支払期日	別途契約書にてご案内
前払金	円 平成 年 月 日支払 充当方法 第 回 円 第 回 ~ 第 回 各 円 第 回 ~ 第 回 各 円
保証金	円 平成 年 月 日支払
下取車	車名 型式 年式 登録No. 車検期限

コード	5014084000
住所	〒669-1321 電話番号079-565-5611 兵庫県三田市けやき台3-54-1
名称	関口 正人

引渡予定日	
引渡場所	
担当ショップ	ネットトヨタソナ神戸 株式会社 北神店

コード	5014084000
住所	〒669-1321 電話番号079-565-5611 兵庫県三田市けやき台3-54-1
名称	関口 正人

住所	〒	電話番号
名称		
住所	〒	電話番号
名称		
契約走行距離	2,000 km/月	超過走行料 円/km
残価の精算	しない	(予定残価 ***** 円)

登録納車費用	<input checked="" type="checkbox"/>	事故修理(車両保険付保時)	<input checked="" type="checkbox"/>
自動車取得税	<input checked="" type="checkbox"/>	オイル交換	<input type="checkbox"/>
自動車重量税	<input type="checkbox"/>	バッテリー	2個まで
自動車賠償責任保険	<input type="checkbox"/>		
自動車税	<input type="checkbox"/>	タイヤ	4本まで
道路関連サービス	<input checked="" type="checkbox"/>	その他	4本まで
任意保険	<input type="checkbox"/>		
車検(定期点検整備及び継続検査)	<input type="checkbox"/>		
法定定期点検整備	<input checked="" type="checkbox"/>	車検	×
プロケア1.0	<input type="checkbox"/>	事故	×
一般修理	<input type="checkbox"/>	法点	×
		一般	×

神戸 531は5611  
リース会計基準判定:ポレティングリス  
任意保険はご使用者負担に於いて別途加入して頂きます。

保険会社	*****
保険種類	*****
対人	***** 百万円
対物	***** 百万円
人身傷	1名 ***** 百万円

リース料/年計	*****
割引割増	***%
車価	1年目 ***** 万円 2年目 ***** 万円 3年目 ***** 万円 4年目 ***** 万円 5年目 ***** 万円 6年目 ***** 万円 7年目 ***** 万円 8年目 ***** 万円



# 請求予定表

LB081R

発行日 31年 1月21日

1 ページ

〒669-1321

兵庫県三田市けやき台3-54-1

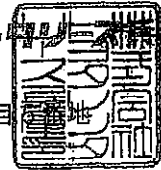
関口 正人 様

5014084000

株式会社 トヨタクレジット

〒653-0016

神戸市長田区北町2丁目



電話番号 078-576-6155

リース第2課

担当

契約No	0678296	車名	江ノ外HV G
契約期間	31年 4月 8日~33年 4月 7日	登録No	神戸 531は5611

回数	利用月	月額リース代			前払金			ご請求額	ご請求日	お支払期日
		金額	消費税額	小計	金額	消費税額	小計			
1	31. 4	43,400	3,472	46,872	43,400	3,472	46,872	0	31. 3. 31	31. 4. 17
2	31. 5	43,400	3,472	46,872	43,400	3,472	46,872	0	31. 4. 30	31. 5. 17
3	31. 6	43,400	3,472	46,872	0	0	0	46,872	31. 5. 31	31. 6. 17
4	31. 7	43,400	3,472	46,872	0	0	0	46,872	31. 6. 30	31. 7. 17
5	31. 8	43,400	3,472	46,872	0	0	0	46,872	31. 7. 31	31. 8. 17
6	31. 9	43,400	3,472	46,872	0	0	0	46,872	31. 8. 31	31. 9. 17
7	31. 10	43,400	3,472	46,872	0	0	0	46,872	31. 9. 30	31. 10. 17
8	31. 11	43,400	3,472	46,872	0	0	0	46,872	31. 10. 31	31. 11. 17
9	31. 12	43,400	3,472	46,872	0	0	0	46,872	31. 11. 30	31. 12. 17
10	32. 1	43,400	3,472	46,872	0	0	0	46,872	31. 12. 31	32. 1. 17
11	32. 2	43,400	3,472	46,872	0	0	0	46,872	32. 1. 31	32. 2. 17
12	32. 3	43,400	3,472	46,872	0	0	0	46,872	32. 2. 29	32. 3. 17
13	32. 4	43,400	3,472	46,872	0	0	0	46,872	32. 3. 31	32. 4. 17
14	32. 5	43,400	3,472	46,872	0	0	0	46,872	32. 4. 30	32. 5. 17
15	32. 6	43,400	3,472	46,872	0	0	0	46,872	32. 5. 31	32. 6. 17
16	32. 7	43,400	3,472	46,872	0	0	0	46,872	32. 6. 30	32. 7. 17
17	32. 8	43,400	3,472	46,872	0	0	0	46,872	32. 7. 31	32. 8. 17
18	32. 9	43,400	3,472	46,872	0	0	0	46,872	32. 8. 31	32. 9. 17
19	32. 10	43,400	3,472	46,872	0	0	0	46,872	32. 9. 30	32. 10. 17
20	32. 11	43,400	3,472	46,872	0	0	0	46,872	32. 10. 31	32. 11. 17
21	32. 12	43,400	3,472	46,872	0	0	0	46,872	32. 11. 30	32. 12. 17
22	33. 1	43,400	3,472	46,872	0	0	0	46,872	32. 12. 31	33. 1. 17
23	33. 2	43,400	3,472	46,872	0	0	0	46,872	33. 1. 31	33. 2. 17
24	33. 3	43,400	3,472	46,872	0	0	0	46,872	33. 2. 28	33. 3. 17

リース代	1,041,600 円
消費税額	83,328 円
お支払総額	1,124,928 円
前払金	83,744 円
お支払期日	31. 4. 30
充当方法	第 1 回 円 第 1 回~第 2 回 46,872 円 第 3 回~第 4 回 円

保証金	0 円
お支払期日	
お支払方法	トヨタクレジット

銀行名	
支店名	
口座種別	
口座番号	

※消費税額には地方消費税を含みます。  
振込される場合は上記口座までお願いいたします。  
なお振込手数料は貴社にてご負担のお願いいたします。

約 款

【個人情報取扱】

- 1. 甲は、乙が下記の目的で表面記載の個人情報を使用することに同意します。
a. 表記(1)記載の自動車の定期点検および保険満期の予定等を印刷物の送付または電子メールの送信等の方法により、甲にご案内すること。
b. 自動車、保険、携帯電話、その他乙において取扱う商品・サービス等や、各種イベント・キャンペーン等の開催について、宣伝印刷物の送付、電子メールの送信等の方法により、甲にご案内すること。
c. 商品開発等あるいはお客様満足度向上策等を検討するため、甲にアンケート調査を実施すること。
2. 甲および連帯保証人は、乙が表面記載の個人情報、リース支払額支払開始後の支払状況、過去の債務の返済状況および乙が甲から入手した甲の計算書類等を与信判断・与信後の管理目的で利用することに同意します。
3. 甲は下記のとおり、乙が表面記載の個人情報を第三者に提供することに同意します。

提供先およびその利用目的:

Table with 3 columns: 提供先 (Recipient), 提供内容 (Content), 提供先の利用目的 (Purpose). Rows include Toyota Motor Insurance Co., Ltd., Toyota Motor Finance Co., Ltd., and Toyota Motor Leasing Co., Ltd.

4. 乙は、個人情報の取扱について、ホームページなどにより公表します。
URL http://www.toyota.co.jp/rent/

【リース契約条項】

- 第1条 (リース契約)
1. 借受人 (以下、乙という) は表記(1)記載の自動車 (以下、自動車という) を借受人 (以下、甲という) にリースし、甲はこれを借受けます。
2. 本契約は、甲および乙が合意したときを成立日とします。
3. 甲は、本契約成立日からリース期間が満了するまでは、本契約の解除または解約が出来ないものとします。
4. 甲および乙は、本契約の履行にあたっては、諸法令を遵守します。
第2条 (自動車の引渡)
1. 甲は、自らまたは乙の指定する者を介して、甲に自動車を引渡します。
2. 甲は、整備・外観その他すべての点についてリース目的の範囲において良好な状態にあることを確認の上で自動車の引渡を受けるものとします。
3. 天災地災等、乙の責に帰し得ない事由による自動車の引渡遅延または引渡不能の場合、乙は損害を賠償するものとします。
第3条 (自動車の使用・保管)
1. 甲は、善良な管理者の注意をもって、表記(1)記載の場所に自動車を保管するものとします。
2. 甲は、乙または乙の指定する者から自動車の使用、保管状況を点検・検査するため、保管場所への上入りまたは説明、資料の提供等の申入れがあったときは、異議なくこれに応じるものとします。
3. 甲は、乙から自動車に乙の所有者を明示する表示、標識等を設置するよう申入れがあったときは、異議なくこれに応じるものとします。
4. 甲は、自動車について、第13条により乙が整備を実施する場合を除き、自ら責任と負担において、エンジン冷却水、バッテリー液、エンジンオイル、ブレーキオイルの点検・補給等は甲の責任と負担で行うものとします。
5. 甲が前項の点検整備を怠ったことにより、自動車に不具合が生じた場合、甲はそれによって生じた一切の損害を自ら負担し、乙は、なんらその責任を負わないものとします。
第4条 (リース期間)
リース期間は表記(2)記載の期間とします。
第5条 (リース料および支払方法)
1. 自動車のリース料およびこのリース料に対する消費税 (以下、リース支払額という) は表記(3)記載のとおりとします。
2. 甲は、乙に対し表記(3)記載の金額を表記(4)記載の各回リース支払額支払期日に、表記(7)の方法で支払うものとします。
3. 甲がリース期間中において自動車を利用しない期間もしくは使用できない期間があるときは、または第13条のメンテナンス、第14条の代車、その他本契約上の乙のサービスを利用しなかったとき、甲はその理由のいかんにかかわらず、リース支払額の変更、減免、返還、猶予等を乙に一切請求しないものとします。
第6条 (前払金)
1. 甲は乙に対し表記(5)記載のとおり前払金を現金または表記(7)の方法で支払うものとします。
2. 前項の前払金は無利息とし、表記(6)に記載する該当回のリース支払額支払い期日が到来したときに、何らの通知催告を要することなく、自動的に当該回数リース支払額に充当されます。
3. 第20条により甲が残存期間のリース支払額総額を前払いしなければならぬ事由が発生したときは、前項の規定および期限の到来にかかわらず、乙が何らの通知催告を要することなく、前払金を甲の乙に対するとの債務に充当しても甲は異議ないものとします。

- 第7条 (保証金)
1. 甲は、本契約から生ずる一切の債務を担保するため、乙が求めた場合は乙に対し表記(6)記載のとおり保証金を現金または表記(7)の方法で支払うものとします。
2. 乙は前項の保証金を本契約終了後、甲が乙に対する一切の義務を履行した後利息を付さないで甲に返還するものとし、甲は本契約期間中、リース支払額・自動車修理代金等乙に対する債務への充当を請求し得ないものとします。
3. 第20条により甲が残存期間のリース支払額総額を前払いしなければならぬ事由が発生したときは、期限の到来にかかわらず、乙が何らの通知催告を要することなく、保証金を甲の乙に対するとの債務に充当しても甲は異議ないものとします。
第8条 (登録情報)
1. 甲は、乙が国土交通省等から自動車の登録情報の提供を受け、自動車の管理その他目的で利用・活用することについて、異議ないものとします。
2. 乙は、前項の登録情報に基づき、住所変更、住所変更、または合併・会社分割・事業譲渡等により自動車の所有権移転等が生じた場合、乙がこの変更登録・移転登録を行うこと、また、甲を代理して自動車検査証の記載事項の変更を行うこと等を承諾し、また、これらの手続きに関連して甲に対して必要な事項がある場合には、これに協力するものとします。
第9条 (禁止行為等)
1. 甲は、本契約に基づき乙に対して負担する債務と、乙またはその承継人に対して乙の債務とを相殺出来ないものとします。
2. 甲は、自動車に第三者に譲渡、転貸する、または担保に差入れる等、乙の所有権を侵害するよう行為をしないものとします。
3. 甲は、日本国内でのみ自動車を運転するものとし、日本国外に自動車を持出し、または乙の承諾を得なければ、次の行為をできないものとします。
① 自動車に特別仕組部品、機器類を装着する等、自動車の原状を変更すること
② 自動車に表記(8)記載の記載を変更し、使用の本拠の地位、保管場所などを変更すること
4. 乙が、書面により甲の所有権を認めた場合を除き、自動車に装着または附した他の物品の所有権は、すべて無償で乙に帰属するものとします。
第10条 (通知・報告事項)
1. 甲または連帯保証人は、下記に掲げる事由の1が生じたときは、乙に対しこれを通知しなければなりません。
① 甲または連帯保証人がその住所・氏名・商号または事業の目的その他経路に重要な変更をしたとき
② 第20条2号の事由が生じたとき
③ 甲または連帯保証人について、第20条3号に掲げる事由の1が生じ、またはそのおそれがあるとき
④ 自動車の使用・保管中に人的または物的損害が生じたとき
2. 甲は、乙から申し入れがあったときは、甲の事業の状況を説明し、決算期・計算書類その他乙の指定する関係書類を乙に提供します。
第11条 (保険契約の締結)
1. 甲は、自動車について、リース期間中、継続して甲を被保険者とする表記(9)記載の自動車保険契約を締結するものとし、保険証券は乙が保管し、その写しを乙に交付します。ただし、車両保険については乙が被保険者となります。
2. 特別の事由により甲が自ら保険契約を締結する場合には乙の承諾を得るものとします。この場合車両保険については乙が被保険者とし、甲は乙の求めた場合は保険証券の写を保険契約締結後直ちに乙に交付するものとします。
3. 第1項および第2項の保険契約により補填されない損害については、すべて甲が負担するものとします。
4. 第1項および第2項の保険契約に免責額が定められている場合は、その免責額についての負担は、甲が負うものとします。
5. 自動車に付された車両保険が支払われた場合、保険金は乙に帰属するものとし、甲が保険会社から支払を受けた場合には、受領した金額を直ちに乙に返すものとします。
6. 保険契約自体に関する取決は、保険会社の約款・取扱規定に従うものとします。
第12条 (自動車の瑕疵)
1. 自動車の瑕疵、故障、損傷、品質、性能等に隠れた瑕疵があった場合、または自らの過失、故意に陥りて甲に瑕疵があった場合においても、乙は一切の責任を負わないものとします。
2. 自動車に瑕疵が発見されたときは、甲は保証金の定めに従い、自動車の製造・販売または販売会社に対し直ちに修理等の履行を請求するものとします。
第13条 (メンテナンスサービス)
1. 甲は、自動車について本契約期間中、表記(11)記載の担当トヨタテクノショップで表記(10)記載のメンテナンスサービスを受けるものとします。また、点検 (定期点検および定期点検) および法定定期点検整備がリース料に含まれる場合には、メンテナンスシートに定められた自動車製造会社指定の整備も併せて受けるものとします。
2. 甲は表記(11)以外の整備・修理を受ける場合でも、表記(11)記載の担当トヨタテクノショップで整備・修理を受けるものとします。
3. 次の場合の修理費等はリース料に含まれず、別途甲が負担するものとします。
① 表記(8)において記載のあるメンテナンス項目以外の整備・修理に要する費用
② 甲が第3条の定めを遵守しなかったこと、その他甲の故意もしくは過失に起因する自動車の修理に要する費用 (甲に過失のない自動車事故に起因する自動車の修理に要する費用もこれに含まれるものとします)
③ 第11条による自動車の車両保険で補填されない修理等の費用 (保険免責・保険対象外および保険超過費用)
④ 甲が乙の承諾なくして全国トヨタテクノショップおよび指定工場以外で行った修理等の費用
⑤ 車両本体以外の部品 (パワーゲート、冷凍装置、保冷装置、クレーン等) の修理等の費用
⑥ 天災地災、盗難、悪戯等、甲乙いずれの責にも帰さない不可抗力による損害の修理に要する費用
⑦ 経年劣化等によって発生する腐食、劣化、および退色の修理に要する費用
⑧ 自動車の騒音・振動に影響がない現状の修理に要する費用
4. 甲が表記(11)記載のメンテナンスサービスを受けるときは、または第14条の代車の提供を受けるときは、乙の発行するメンテナンスカードを提示するものとし、この提示がないときは乙が別途代金を甲に対して請求しても異議ないものとします。
5. 第20条1項の事由が生じたときは、それ以降メンテナンスカードの提示があったときは整備・修理および代車提供を拒むことができるものとします。
6. 甲は、全国トヨタテクノショップまたは指定工場 (定期点検整備および定期点検整備) の手続きを代行する際に、故障返戻後補償の補償を確保するために、社団法人日本自動車修理協会連合会のホームページを利用したインターネット照会を行うことと努め同意します。また、インターネット照会結果、全国トヨタテクノショップまたは指定工場が各都道府県警察に対してのアクセスによる照会を要する場合は、甲は所定の同意書に自署または捺印するものとします。
7. 故障返戻金の申請等に起因して車検 (定期点検整備および継続検査) が遅延または不能となったときは乙は一切の責任を負わないものとします。なお、故障返戻金の申請等に起因して「保安基準適合証」の有効期限が切れた場合、「保安基準適合証」の再取得に係る一切の費用は甲が負担するものとします。
8. 故障返戻金の申請等に起因して車検 (定期点検整備および継続検査) が遅延または不能となった場合は、甲は第14条に基づいて代車を借受けていても、当初の予定通りに返還するものとします。



個人情報の取扱い

甲は、乙が下記の目的で取扱いされる個人情報を...
a. 甲は、乙の自動車の定期点検および保険料の予定等を...
b. 甲は、乙の運転記録、その他の運転データ、ナビ...
c. 甲は、乙の運転記録、その他の運転データ、ナビ...

Table with 4 columns: 取扱い目的, 取扱いされる個人情報, 取扱いされる個人情報の種類, 取扱いされる個人情報の利用目的. Rows include items like ① 運転記録の取扱い, ② ナビデータの取扱い, etc.

乙は、個人情報の取扱いについて、ホームページなどにより公表し、www.loyalt.co.jp/cent/

リース契約の取扱い

1. 甲は、乙がリース契約の自動車を...
2. 甲は、乙がリース契約の自動車を...
3. 甲は、乙がリース契約の自動車を...
4. 甲は、乙がリース契約の自動車を...
5. 甲は、乙がリース契約の自動車を...
6. 甲は、乙がリース契約の自動車を...
7. 甲は、乙がリース契約の自動車を...
8. 甲は、乙がリース契約の自動車を...
9. 甲は、乙がリース契約の自動車を...
10. 甲は、乙がリース契約の自動車を...

第20条 甲は、乙がリース契約の自動車を...
第21条 甲は、乙がリース契約の自動車を...
第22条 甲は、乙がリース契約の自動車を...
第23条 甲は、乙がリース契約の自動車を...
第24条 甲は、乙がリース契約の自動車を...
第25条 甲は、乙がリース契約の自動車を...
第26条 甲は、乙がリース契約の自動車を...
第27条 甲は、乙がリース契約の自動車を...
第28条 甲は、乙がリース契約の自動車を...
第29条 甲は、乙がリース契約の自動車を...
第30条 甲は、乙がリース契約の自動車を...
第31条 甲は、乙がリース契約の自動車を...
第32条 甲は、乙がリース契約の自動車を...
第33条 甲は、乙がリース契約の自動車を...
第34条 甲は、乙がリース契約の自動車を...
第35条 甲は、乙がリース契約の自動車を...
第36条 甲は、乙がリース契約の自動車を...
第37条 甲は、乙がリース契約の自動車を...
第38条 甲は、乙がリース契約の自動車を...
第39条 甲は、乙がリース契約の自動車を...
第40条 甲は、乙がリース契約の自動車を...

第41条 甲は、乙がリース契約の自動車を...
第42条 甲は、乙がリース契約の自動車を...
第43条 甲は、乙がリース契約の自動車を...
第44条 甲は、乙がリース契約の自動車を...
第45条 甲は、乙がリース契約の自動車を...
第46条 甲は、乙がリース契約の自動車を...
第47条 甲は、乙がリース契約の自動車を...
第48条 甲は、乙がリース契約の自動車を...
第49条 甲は、乙がリース契約の自動車を...
第50条 甲は、乙がリース契約の自動車を...
第51条 甲は、乙がリース契約の自動車を...
第52条 甲は、乙がリース契約の自動車を...
第53条 甲は、乙がリース契約の自動車を...
第54条 甲は、乙がリース契約の自動車を...
第55条 甲は、乙がリース契約の自動車を...
第56条 甲は、乙がリース契約の自動車を...
第57条 甲は、乙がリース契約の自動車を...
第58条 甲は、乙がリース契約の自動車を...
第59条 甲は、乙がリース契約の自動車を...
第60条 甲は、乙がリース契約の自動車を...



第14条 (代車)

乙は本契約(8)においてリース料に含まれる項目として代車の提供の記載がある場合は、その条件において乙の指定するレンタカーを代車として無償で甲に貸渡すものとし、保険補償等の貸渡条件は貸渡すレンタカーの所有事業者(以下、レンタカー所有事業者)が定める貸渡約款に準ずるものとする。但し、この旨に添きない事由により、甲が代車借受期間を延長する場合の代車費用は、甲の負担とする。

第15条 (事故処理)

甲は事故が発生した場合は直ちに乙および保険会社に報告するとともに、併せて下記事項を守り保険処理が速やかに行われることに協力するものとする。
① 貸金および保険約款に定められた処遇をとること。
② 損賠に關して不利な鑑定をしないこと。
③ 損賠の保全をすること。
2. 乙は乙または保険会社が事故の処理をなした場合は、その結果について、一切乙に異議を申立てないものとする。

第16条 (損害賠償)

次の各号に定める損害が生じたときは、甲は、これを引受けて賠償するものとし、乙がこれを賠償したときは、甲は、乙の請求があり次第、直ちにその賠償額および問題解決に要した費用(弁護士費用を含む)を乙に支払うものとする。
① 甲による自動車の使用・保管に起因して人的または物的損害(盗難にあっては自動車により引き起こされた事故による人的または物的損害を含む)が発生した場合。
② 甲が本契約に違反したことにより、乙に損害(乙が第三者から損害賠償請求を受けた場合の当該第三者の損害を含む)が発生した場合。

第17条 (自動車の滅失・毀損)

第2条第1項に定める自動車の引渡から、その返還までの盗難、火災、天変地変その他甲、乙いずれの責任も辨さない事由によって生じた自動車の滅失、毀損等の一切の危険と費用はすべて甲が負担するものとし、乙が当該費用の支払を行った場合は、甲は乙の請求があり次第直ちに乙に支払うものとする。

第18条 (権利の移転等)

乙は、本契約に添づく権利を第三者に担保に入れ、または譲渡することが出来ず。
2. 乙は、自動車の所有権を本契約に基づく乙の地位とともに第三者に担保に入れ、または譲渡することが出来るものとし、甲は、これについて予め承諾す。

第19条 (費用の変動および追加)

甲および乙は、次の各号の事由によりリース支払額に含まれる費用の増減が生じた場合は、乙の判断によりその差額を精算するものとし、その支払方法は乙の定めによるものとする。
① 公租公課および自動車損害賠償責任保険料の変更に伴い生じた場合。
② 法令の甲の申請による自動車の仕置変更等に伴う整備、部品取付、交換などによりリース料の増加または追加が生じた場合は、当該増加または追加した費用を負担するものとし、その支払方法については、乙の定めによるものとする。

第20条 (リース支払額前払い)

下記に掲げる事由の一が生じたときは、甲は本契約に基づく期限の利益を喪失するものとし、乙は甲に対して残存期間のリース支払額全額の前払いを請求できるものとする。
① 甲が1回でもリース支払額の支払を遅延したとき。
② 甲が前項について著しい遅滞・滅失(天変地変等の不可抗力によるものを含む)盗難、紛失、被窃取等の事故を生じたとき、または乙に優先する権利を主張するものがあらわれたとき。
③ 甲について下記に掲げる事由の一が生じたとき。
イ、手形・小切手(乙以外の第三者に対して振出したものを含む)を不渡りにしたとき。
ロ、支払停止、公租公課の滞納または仮差控・仮処分・保全処分・強制執行・差控等の申立てを受けたとき。
ハ、特別破産、破産・民事再生・会社更生手続きの申立てがあったとき、あるいは、負債整理のため特定調停の申立てもしくは私的整理(任意整理)に入ったとき。
ニ、廃業許可の取消を受け、または営業を停止もしくは廃止したとき。
ホ、事業譲渡または会社分割等の決議をしたとき。
ヘ、解散の決議をしたとき。
ト、後見開始もしくは補佐開始の審判を受けたとき、または逃亡・失踪もしくは死亡したとき。
チ、経歴が相当悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。
④ 連帯保証人について前項に掲げる事由の一が生じ、甲が乙の認める新たな連帯保証人を立てる旨の要求に能わないとき。
⑤ 甲が本契約の条項または乙との間の他の契約条項の一つにでも違反したとき。
⑥ 甲が本契約以外の乙に対する債務の支払を怠ったとき。

第21条 (自動車預かり)

甲に前条各号の一つにでも該当する事由が生じた場合、または連帯保証人が前条各号の一つに該当した場合は、甲は、乙の請求があった時は、直ちに自動車乙または乙の指定する者に引渡すものとする。

第22条 (約定による解除または解約)

乙は、甲に第20条各号の一つにでも該当する事由が生じた場合には、何らの催告なしに通知のみで、本契約を解除または解約することが出来るものとする。
2. 前項により、本契約がリース期間開始前に解除されたときは、甲は、リース料に含まれる費用、自動車の処分損等、乙が被った損害を賠償するものとする。

3. 第1項により、本契約がリース期間開始後に解除されたときは、甲は乙に第20条に定める規定損害金および未払リース支払額を直ちに現金で一し、支払うものとする。

第23条 (自動車の返還時の処置)

リース期間が満了したとき、または本契約が解除もしくは解約されたとき、甲は直ちに自動車乙に返還しなければなりません。なお、乙は返還を要した自動車を自由に処分できるものとする。
2. 甲は自動車乙を第9条で乙に帰属したものを除き、甲の費用負担で原状に直したうえで乙の指定する場所に返還するものとし、甲が自動車を原状に戻さない場合は、乙は付加された物件を含めて自動車を取り返ることができ、その物件は、乙は付加された物件については第5項による自動車の損に含めるものとし、甲は、その物件の返還または損害賠償等の請求は一切ないものとする。
3. 甲が任意に自動車を返還しないときは、乙は自ら自動車を引揚げることが出来るものとする。
4. 甲は、下記に掲げる費用等があるときは、これを乙に支払うものとする。
① 自動車の返還が遅延したときは、契約終了の日翌日から自動車返還日までの間の第5条所定のリース支払額(1ヶ月未満は1ヶ月として計算)。
② 返還された自動車が第2条の引渡時の状態と異なるときは、その原状回復に必要費用。
5. 乙が返還を受けた自動車は、財団法人日本自動車査定協会による査定またはその公正な方法によって評価するものとし、査定料等自動車の評価に要する費用は甲が負担するものとする。
6. 本契約(14)において残債の精算をするもの記載がある場合は、乙は返還を受けた自動車について前項により評価を行い、予定残存額との差額を精算するものとする。
7. 甲が道路運送法または貨物自動車運送事業法による自動車運送事業者でるときは、第1項に基づき返還された自動車について、乙が検査、修繕または必要整備を申請出来るように、甲は直ちに道路運送法もしくは貨物自動車運送法に定める事業計画の変更または事業停止の申請等を行なうものとする。

第24条 (契約走行距離等)

甲、乙双方は第5条のリース料が、本契約(12)記載の契約走行距離を前提に定められたものであることを確認するものとする。
2. 自動車乙が返還されたとき、甲が本契約(12)記載の契約走行距離を超過して自動車乙を返還した場合は、甲は本契約(12)記載の契約走行距離を超過した走行距離に直ちに乙に支払うものとする。

第25条 (規定損害金等)

本契約が解除されたときは、甲は本契約(15)記載の規定損害金および解約までに支払済みに到達している未払リース支払額を、直ちに乙に支払わなければならない。ただし、自動車乙が返還されたときは、第23条による評価額または第11条により乙が車両保険金を受領したときは、その額を控除するものとする。
2. 規定損害金の計算方法は次のとおりとする。
① (均等償いのとき) 基本額-連減月額×経過月数
② (不均等償いのとき) 基本額-1回減基本額×経過月数

第26条 (権利の保全)

乙が本契約による自らの権利を守り回復するため、または第三者より異部情の申立てを受けたため、やむを得ず必要な措置をとった場合には、甲が乙が支払った全ての費用を負担するものとする。

第27条 (再リース)

甲がリース期間満了2ヶ月前までに乙に対し再リースの申込みをした場合は、甲、乙協議のうえ自動車について新たなリース契約を締結できるものとし、その契約内容は別途定めるものとする。

第28条 (連帯保証人等)

甲が本契約に基づく債務(リース支払額債務、規定損害金支払債務等)の支払を怠ったときは、支払うべき期日の翌日から完済の日に至るまで支払うべき金額に年利14.6%の割合による遅延損害金を乙に支払うものとする。

第29条 (連帯保証人)

連帯保証人は本契約に基づく甲の乙に対する一切の債務(第13条に添づくの負担する修理費等を含む)を保証し、かつ相互に連帯して甲と共に債務の責を負うものとする。
2. 乙は必要と認めるときは、甲に対し連帯保証人の追加・変更を求めることができ、この場合、甲は直ちに乙が適当と認める連帯保証人を立てるものとする。

第30条 (債務の保証)

甲および連帯保証人は、この契約の締結日において、甲および連帯保証人(これらの役員および従業員を含む。以下、本条において同じ)が暴力団員暴力団関係者、暴力団関係者、それらの関係者、その他、威力と脅迫の手段を駆使して経済的利益を追求する集団または個人(以下、反社会的勢力)に属しないことを誓約し、かつ、この契約の存続期間中、反社会的勢力に属しないことを誓約するものとする。
2. 甲および連帯保証人は、乙に対し、自らまたは第三者を利用して、次の者に該当する事項を行わないことを誓約するものとする。
① 詐借、暴力的行為または脅迫的言動の使用等。
② 詐欺、暴力行為または反社会的勢力である旨を伝え、または、関係団体も関与する反社会的勢力である旨を伝える等。
③ 乙の名称や信用等を毀損し、または、毀損するおそれのある行為等。
④ 乙の業務を妨害し、または妨害するおそれのある行為等。

第31条 (特約事項)

本契約(16)記載の特約事項は、本契約の一部であり、他の契約条項に抵触する場合はこの特約事項が優先するものとする。

第32条 (監査等)

甲、乙および連帯保証人は本契約に關する一切の義務履行地を乙の本店・店または営業所とすること、また、本契約に關する争いについては乙の本所在地を管轄裁判所とするに合意するものとする。

第33条 (乙の通知あるいは意思表示)

乙が第20条の解除または解約の通知その他本契約に關する意思表示を、本契約記載または第10条により通知を受けた甲または連帯保証人の住所宛に届けた場合には、その通知あるいは意思表示が甲または連帯保証人に到達しなかったときは、当該通知あるいは意思表示は通常到達すべきときに到達したものとみなす。

第34条 (公正鑑定)

甲および連帯保証人は、金銭債務不履行のとき、乙の要求に応じ、直ちに強制執行を受けるも異議はない旨の認諾書と併せて本契約の趣旨に従い、公正鑑定を受けることを承諾するものとし、その費用は、甲の負担とする。

第35条 (取立委託)

甲および連帯保証人は、乙が必要に応じ、本契約に基づく債権をトヨタファイナンス株式会社(以下、丙という)またはその他の第三者に取立委託することを承諾するものとする。
2. 甲および連帯保証人は、取立委託の事実に関する通知が、乙に代わって丙またはその他の第三者から甲に対して行われることに予め同意します。

第36条 (第三者への取立委託)

甲および連帯保証人は、乙が必要に応じ、本契約に基づく債権を丙に譲渡することを予め承諾するものとする。
2. 甲および連帯保証人は、譲渡担保の事実に関する通知が、乙に代わって丙に甲に対して行われることに予め同意します。

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和2年4月) 維新の会  
(会派名 無所属)  
(議員名 関口正人)

整理番号	使 途 類 目																									
	4	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費																								
	案分率	50%																								
	それ以外の案分 案分の説明 政務活動及びそれ以外の議員活動のため、共通案分率50%を適用した。																									
	案分率																									
<h3>ご利用明細票</h3> <table border="1"> <thead> <tr> <th>お取扱日</th> <th>店番</th> <th>お取引内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>02-04-22</td> <td></td> <td>カード送金</td> </tr> <tr> <td>記号</td> <td>番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>*****</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>取扱番号</td> <td colspan="2">お取引金額</td> </tr> <tr> <td>N008</td> <td colspan="2">*96,400</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">残高</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">           送金料金 *440円            振込予定日 02-04-22            セキグチ マサヒト         </td> </tr> </tbody> </table> <p>ご利用いただきましてありがとうございました。</p> <p style="text-align: center;">— ゆうちょ銀行 —</p>			お取扱日	店番	お取引内容	02-04-22		カード送金	記号	番号		*****			取扱番号	お取引金額		N008	*96,400			残高		送金料金 *440円 振込予定日 02-04-22 セキグチ マサヒト		
お取扱日	店番	お取引内容																								
02-04-22		カード送金																								
記号	番号																									
*****																										
取扱番号	お取引金額																									
N008	*96,400																									
	残高																									
送金料金 *440円 振込予定日 02-04-22 セキグチ マサヒト																										



(添付様式 8)

## 雇 用 契 約 書

ふりがな			生 年 月 日
氏 名			
現 住 所			
下記の条件で契約します			
雇用期間	令和1年6月1日から 令和2年5月31日まで		
雇用形態	正規職員 ・ <u>パートタイム</u> ・ その他		
就業場所	三田市けやき台3丁目54番1号 関口正人議員事務所、及び、自宅		
仕事内容	政務活動に係る補助 及び 関係書類の作成 その他議員活動に係る補助		
就業時間	月25時間以内		
休 日	週1日以上		
給与(賃金)	月額100,000円		
給与支払	毎月分を毎月末までに支払		
給与振込先			
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。			
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。			
令和1年6月1日			
雇 用 者 兵庫県議会議員 関口正人			
被雇用者			